破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１３２２号
名古屋市昭和区安田通２丁目８番地　セゾンドアマノ２Ｅ号
債務者　金　　優希
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３４４号
名古屋市中村区栄生町16番10号　ツインロータスＢ棟203号
債務者　吉原　千尋
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５６７号
愛知県津島市百島町字祢宜69番地　フォーブル木村105号
債務者　寺澤　正雄
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６００号
愛知県春日井市如意申町７丁目12番地11　シティハイツハピネス202号
債務者　伊藤　友美
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６２３号
名古屋市北区水草町２丁目60番地の２　水草団地３棟1011号
債務者　李　　丙紀
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６８９号
名古屋市中川区北江町３丁目５番地の２　シャトレーＡＳＡＨＩ102号
債務者　石原みず季
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６９７号
名古屋市天白区島田が丘806番地　ラ・メゾン島田３Ａ号、従前の住所名古屋市天白区御前場町46番地の３
債務者　木村　智美（旧姓牛田）
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７１２号
名古屋市名東区社が丘１丁目1703番地　三松ハイツ203号、従前の住所名古屋市千種区京命２丁目７番８号　ホワイトキャッスルＣ－７
債務者　松原　　幹
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１２号
長崎県長崎市上銭座町13番23号
債務者　平瀬　里美
1　決定年月日時　令和８年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
　　長崎地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第５０３号
函館市時任町18番14号
債務者　矢野　正己
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
　　函館地方裁判所

令和８年（フ）第２２０号
函館市上湯川町333番地１　カミカワパレス１　102号室
債務者　狩野恵梨香
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
　　函館地方裁判所

令和８年（フ）第２７５号
北海道北斗市追分２丁目１番17－303号　フィフティワン51
債務者　渕本　弓子
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
　　函館地方裁判所

令和８年（フ）第２９１号
函館市昭和４丁目44番22号　ヴィラ・カルコーサ103
債務者　齋藤　　陽
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
　　函館地方裁判所

令和８年（フ）第２９７号
函館市広野町１番８号　グループホームはこだて
債務者　平岡　彩凜
1　決定年月日時　令和８年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
　　函館地方裁判所

令和８年（フ）第１５２号
愛知県豊川市伊奈町慶応348番地４　グリーンリーフⅡＢ102号
債務者　坂本　千年
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
　　名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第８９号
岡山県倉敷市水江1029番地６　福祉ホームなごみ倉敷中央102号室
債務者　中村　妙子
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
　　岡山地方裁判所倉敷支部破産係